

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	新型インフルエンザ対策事業費（新型インフルエンザ関係機関連携事業経費）			
主管部局・課室	健康局結核感染症課			
関係部局・課室				
関連する政策体系				
基本目標	I	安心・信頼してかかることのできる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること		
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること		
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること		
個別目標	1	感染症対策の充実を図ること		

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

①現状 近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトへの感染や死亡例も報告されている。今後、このウイルスが変異し、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生が危惧されている。					
②問題分析 「新型インフルエンザ対策行動計画」「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、必要な対策を推進しているところであるが、発生した際の初動体制が不十分であった場合、感染が拡大し、社会機能を破綻させるおそれがある。					
③改善方策 今後の新型インフルエンザの発生に備え、医療体制の整備を行う。					
現状・問題分析に関連する指標					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 鳥インフルエンザ死亡者数	4	32	43	79	59
(調査名・資料出所、備考) WHO・OIEホームページ http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/toriinf-map.html ※日本国内においては、まだ感染者は確認されていない。					

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体					
実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
(2) 事業の内容（概要）					
新規・一部新規					
新型インフルエンザ発生時における医療体制の整備を行うため、関係団体、関係機関（協力医療機関、保健所、防災関係、地域医師会、市町村等）が横断的に連携するための協議会を設置し、二次医療圏ごとに保健所を中心とした医療体制について、必要な検討を行うために必要な経費を補助する。二次医療圏で行う訓練に補助する。					
(3) 予算					
一般会計・年金特会・労働保険特会・その他（ ）					
予算額（単位：百万円）	H17	H18	H19	H20	H21
				19	340 (321)
※「H21」については予算概算要求額					

※ () は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額

3. 事業の目標

事業の目標	
新型インフルエンザ発生時における医療体制の整備	
政策効果が発現する時期	新型インフルエンザ発生時

4. 評価指標

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 協議会の開催数(全二次医療圏での実施/21年度)	医療体制について地域で十分検討することは必要である。
(調査名・資料出所、備考) 指標は、健康局結核感染症課調べ。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、医療体制を整備する必要がある。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、国の危機管理上の責務として、被害を最小限に食い止めるための医療体制の確保について施策を行うことは必要である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
協議会・訓練開催に係る補助→協議会・訓練の開催→二次医療圏における関係機関の連携→新型インフルエンザ発生時における医療体制の確保
事業の有効性
新型インフルエンザが発生した場合に必要な医療体制について協議会で検討を行うことや、訓練を行うことで地域の医療体制を確保することができる。

(3) 効率性の評価

新型インフルエンザが発生したとき、必要な医療体制を確保されていることが新型インフルエンザのまん延防止につながり、被害を最小限にするためにも必要である。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所用の予算を要求する。

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
 - 第169国会における附帯決議
 - 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム提言「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
 - 政府の新型インフルエンザ対策について、関係省庁が連携し、情報の共有を図りながら、厚生労働省を中心に「新型インフルエンザ対策行動計画」をとりまとめた。
 - 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
「ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。